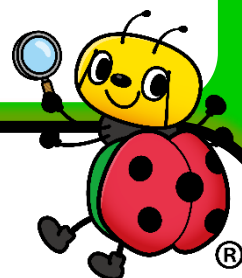


植物や物品の

＼令和5年4月から！／

輸出検査が変わります



主な変更点

- 検査方法** → 輸出検査は栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査の4区分に変更
※別に植物検疫証明書交付手続きが必要となります。
- 各種様式** → 基本的に検査区分ごとの検査申請
検査報告書で結果を通知
- 申請
手続き** → 電子システムで申請可能
農林水産省共通申請サービス
(eMAFF)でも申請可能

登録検査機関で区分別検査が可能になります

※登録検査機関はHPに掲載予定です。

農林水産省共通申請サービスを利用

(登録検査機関)

IDの取得 →



法人の方



個人の方

NACCSを利用

(植物防疫所)



オンライン個別説明会（横浜会場）

日時 令和5年3月15日(水)・23日(木) 10:30～、14:00～(各1時間)

※ 申込方法は以下の植物防疫所のホームページからご確認ください

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/index.html>

農林水産省 横浜植物防疫所 輸出検疫担当 ☎045-211-7155